

く だ ま つ 出 産 ☆ 子 育 て 応 援 事 業 に つ い て

下松市では、安心して出産・子育てができるよう、様々なサポートを行っています。
妊娠届出時からすべての妊婦さんと子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ**伴走型相談支援**と、経済的負担軽減を図る**妊婦のための支援給付（経済的支援）**を行っています。

伴走型相談支援

妊娠届出時

妊婦さんと保健師・助産師が面談します。
下松市子育てガイド「ママ☆スマイルプラン」で
出産までの流れを一緒に
確認しましょう。



妊婦のための支援給付

支援給付（1回目）

面談



申請書とアンケートを提出した後、**支援給付（妊婦1人につき5万円）**を行います。
※口座振込にて支給します。
※支給決定は発行しません。通帳で確認をお願いします。



支給の申請は、速やかに行ってください。

妊娠7～8か月ごろ

妊娠8か月ごろ、妊婦さん全員にアンケートを
郵送します。
アンケートの回答をお願いします。
希望される方には、保健師・助産師が面談しま
す。
（面談を希望しない方にも、アンケートを確認
して連絡する場合があります。）



出産準備や産後のことを具体的に考
え始める時期です。

流産・死産された場合
も**妊婦のための支援給
付（2回目）の対象と
なりますので、
該当される場合はご連
絡ください。申請書をお
渡しします。**

出産後

出産後（生後1～2か月頃）、乳児訪
問にお伺いします。
産後に利用できるサービスや、子育て
に関する相談先等をお伝えします。

訪問



支援給付（2回目）

訪問（又は面談）の際、届出書
とアンケートをお渡しします。
提出後、**支援給付（こどもの数
の届出1人につき5万円）**を口
座振込にて行います。



申請は、乳児訪問の後、速やかに行ってください。
里帰り等で、訪問が遅くなる場合は
お知らせください。

お問い合わせ

下松市こども家庭課母子保健係（下松市役所内）

☎0833-45-1880

